

平成29年度第2回熊本県行政文書等管理委員会(H29.12.19)議事録

発言者	内 容
事務局	開会宣言
事務局	任期満了に伴い、新委員を紹介 新委員挨拶
委員一同	委員の互選により渡邊委員が会長となる。
渡邊会長	会長挨拶。 職務代理者として金子委員を指名。
議題(1) 行政文書の廃棄に関する意見聴取について	
渡邊会長	<p>それでは、議事に入ります。 本日は、その他も含め議題が4件です。</p> <p>まず、議題(1)「行政文書の廃棄に関する意見聴取」についてです。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>会議次第により概要を説明。</p> <p>引き続き、資料1により議題(1)について説明。</p>
渡邊会長	<p>ただ今、事務局から「行政文書の廃棄に関する意見聴取」について説明がありました。</p> <p>今回は、平成28年3月31日に保存期間が満了した行政文書ファイルで、その廃棄対象ファイルは約31,600冊です。また、パブリックコメントの提出はありません。九州大学三輪教授を中心としたチームによる意見を整理したうえで、廃棄相当であるか否かがまとめられています。事前に事務局から配付された一覧表へのお目通しが大変だったかと思いますが、この中で歴史公文書となる可能性があるもの、又は判断がつかないものや疑問が残るものについて、委員の皆様から御自由に御意見を出していただきたいと思います。</p>
金子委員	<p>この廃棄対象文書一覧表のチェックにあたっては、事前に県の動きを頭に置いておく必要があると思います。例えば、今年は化血研に関する事案がありました。また、県南地方における高校の統廃合がありました。そういったところの日誌等は保存するべきだと思います。システム外廃棄対象文書の中に高校に関する文書がありましたが、統廃合のあった高校の学校日誌などの文書については保存していただきたいと思います。</p> <p>天草アーカイブズには、還暦を過ぎた方から御自身の出身高校に関する資料はないかというお尋ねがよくありました。また、廃校直前には様々な行事や常</p>

	<p>とは違う内容の授業等も実施されていることが予想されるため、特に廃校予定の高校に関する資料は保存していただきたいと思います。</p> <p>以前に一度、多くの高校の学校日誌が廃棄されました事例がありました。その際に学校の歴史がわからなくなるが廃棄してよいのかと確認しましたが、たいしたことは記載していないので廃棄してよいとの返答でした。学校日誌の詳しい記載内容は存じませんが、物事の始まりと終わりについては記録を残しておく必要があると思います。</p> <p>また、先日、九州大学の三輪教授の作業を見学しましたが、南関町の処分場に関する県側と住民側の協議に関する文書が廃棄対象文書になっていて驚きました。これは、将来、住民訴訟になったときに証拠になりうるものです。こういった文書については廃棄保留としていただくようお願いしてあります。こういった始まりと終わりに関するものについては原課でもきちんと残していただきたいと思います。</p> <p>また、荒尾の病院はどうなっていますか。</p>
事務局	<p>建て替えが予定されています。</p>
金子委員	<p>それについても、来院者数等を残しておくべきではないかと思えます。</p> <p>また、三輪先生は他県の方なので、化血研のような、全国的なニュースになったものは三輪先生も御存知かもしれませんが、高校の統廃合等マイナーなニュースについては御存知ないかもしれません。そのため、三輪先生に精査をお願いする前に、今年1年間の熊本県内の動きをある程度ピックアップして三輪先生にお知らせすべきではないかと思えます。</p> <p>高校については、どれとどれということの後でお知らせしたいと思えます。</p>
事務局	<p>この制度を最初につくった際、市町村合併や川辺川ダム問題等、事件の洗い出しを行って県内の動きについて県政タイムトラベルを参考に作成していました。それらの事件に関する文書は歴史公文書になる可能性が高いと判断していた記憶があります。金子委員がおっしゃいましたように、当該文書が作成されてから数年が経過しており、作成当時に何があったかを調べて提供する必要があると思えます。これは、旧分類の文書については、余計に気を付ける必要があると考えます。御指摘の高校統廃合については、いつごろ統廃合があったのかも確認したいと思えます。</p>
渡邊会長	<p>高校の統廃合等関連文書については後日確認するということでよろしいですか。</p>
金子委員	<p>了解しました。</p>
高濱委員	<p>金子委員と同じような話なのですが、有識者チェック資料の17ページ平成24年度の球磨の地域文化財広域連携協議会に関する文書も廃棄対象になっています。この地域は平成27年度に日本遺産に認定されているので、おそらくこの文書は日本遺産認定の前段階の協議会だと思えます。こういった文書が振興課にあることは存じませんでした。振興課で保存されていれば地域の方も見やすいと思えますので、ぜひ保存していただきたいと思えます。また、文化課と地域振興局等、管轄部署が複数にわたっているような文書については、その内のひとつの部署に問い合わせてもあるだろうと思っていた文書がない場合があります。それらについて</p>

	の部署間での連携はどうなっていますか。
金子委員	県職員は、どこの部署の文書一覧表にもアクセスできるようになっているのでしょうか。
事務局	文書一覧にはアクセス可能ですが、職員も全文書の把握は難しい状況です。先日、三輪先生ともお話ししたのですが、本庁と出先機関の両方が所持している文書については、取扱いをどうするかが課題の一つであるとの認識で、出先機関に異動した文書課OBと意見交換をしたいということも言われておりました。 地域振興局の総務振興課では、地域振興の観点から市町村等と協議会等をつくっていますが、それらに関するものについては本庁にはない文書かと思います。
渡邊会長	高濱委員、こういった文書を本庁で保管するべきと考えてらっしゃいますか。
高濱委員	いいえ、どこかに保管されていれば結構ですが、大事なことだと思います。こういった地域の情報を後で報告書にまとめた際には、細かな部分が削られていて、最初の実態がわかりにくいということは多いようですが。
金子委員	今までの三輪先生の意見結果を集約して、文書のシリーズ化ができないか研究しているのですが、県が主体的に市町村、九州各県、国等と関わった会議記録についてはシリーズ化してよいのではないかと思います。また、残すべきだと思います。
原村委員	私自身も九州各県の会議や裁判官時代は全国の会議にも出席したことがあるが、そういった会議でも、残しておくべき重要な内容の会議もある一方、そうでない会議もあります。他県等の組織と関わった文書をひとくくりにして保存するのはどうかと思います。 私は、逆に保留文書が多いので、それらの文書が必ずしも実際に廃棄せず保管する必要があるのかは少し疑問に思います。
金子委員	九州各県税務課長会議には重要なデータが含まれており、三輪先生は、おそらくそれらの文書の中身をひとつひとつ吟味されていると思います。 県の書庫にもキャパシティがあるということで、ある程度期間が経った文書は職員が不要と判断することがあってもいいと思っています。アーカイブズの世界では、仮に30年保存とされた文書は30年+31年書庫で保管します。それが過ぎてから保存すべきかもう一度確認する。そろそろ熊本県も検討してもいい時期ではないでしょうか。
渡邊会長	保存期間の30年が経ったら廃棄しようということではなく？
金子委員	そうです。

花立委員	現状では、廃棄保留と判断された文書はあと何年保存するというような定めはないのでしょうか。
金子委員	ありません。 また、歴史公文書であっても、時が経って不要と判断されれば廃棄しても構わないし、いつ廃棄したか何を廃棄したかそれらの証を残せば県民への説明責任を果たすには十分だと思います。
事務局	一般的に、行政の分野では、保存期間中は公文書を現用文書として扱います。また、保存期間満了後、非現用文書となった際、廃棄するのか、特定歴史公文書として県民に提供するかという取扱いになっております。 先ほど金子委員が提案されたのは、現用文書でも特定歴史公文書でもない、保留文書のような位置付けもしてはどうかという御提案と理解してよろしいですか。
金子委員	はい。
渡邊会長	それは新しい仕組みになるのですか。
事務局	現行制度上では設けていない仕組みです。現行制度では、保存期間満了時に、廃棄するものか特定歴史公文書にするのか結論を出す必要があります。
金子委員	熊本県では、特定歴史公文書を情報公開条例によって公開していますね。
事務局	条例としては行政文書等の管理に関する条例によって公開していますが、手続きとしては情報公開条例と同じような手続きが必要です。
金子委員	行政文書等の管理に関する条例によるとはいっても、情報公開条例の縛りの中で、職員はいつまでも個人情報に黒塗りする必要があります。その辺りの線引きを考え、特定歴史公文書については公文書管理法の公開・非公開の基準に準じると位置づけた方がよいのでは。
事務局	熊本県では、公文書館のような、県民の方が常に立ち寄るような施設がなく、また、特定歴史公文書目録を公開しているところですが、利用請求は現時点で通算8件と少ない状況です。 その原因のひとつは、戦前の文書は疎開をしており、それらの文書が現在県立図書館で保管されており、県庁にはその当時の文書がほとんど残っていないことだと思われま。50年以上経つような文書がほとんどないような中で、金子先生がおっしゃったような基準は未作成ですが、将来的な課題だと考えています。
渡邊会長	課題ですね。

金子委員	はい。
渡邊会長	議題1についてまとめますと、高校の統廃合については後日確認、有識者意見が「廃棄相当」であるものについては廃棄することによろしいですか。 また、有識者意見が「条件付き廃棄」となっているものについては、事務局で成果物が確認できれば廃棄することによろしいですか。
委員一同	(同意の声あり)
金子委員	廃棄を保留した文書は、抜き取った後は地下書庫で保管しますか。
事務局	はい。
金子委員	管理をよろしくお願いします。
渡邊会長	廃棄については、誤廃棄が無いようによろしくお願いします。
事務局	はい。
議題(2)平成29年度点検実施状況に係る報告について	
渡邊会長	それでは、次の議題に移ります。議題の(2)「平成29年度点検実施状況に係る報告」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料2により説明。
渡邊会長	ありがとうございました。平成29年度点検実施状況に係る報告がありました。この件について、委員の皆様から何か、御質問・御意見ございませんでしょうか。
花立委員	未回答所属が7つあるようですが、未回答であるのには何か理由があるのですか。
事務局	各所属が業務に忙しく、期限までに点検結果回答ができなかったようです。
花立委員	それは許されることなのですか。

事務局	最終的には提出させるように指導していきたいと思います。
金子委員	この点検については、条例に記載があるのですよね。
事務局	文書管理規程第60条第1項に記載があります。
金子委員	監査については、どこかに記載がありますか？
事務局	同じく第60条第2項に記載があります。
金子委員	では、未回答の所属は条例違反ですよね。
事務局	今後も未回答のままであれば、来年度には監査をするよということで、しっかり締めていきたいと思います。
金子委員	天草アーカイブズが旧市町村にお願いした際も、市民に対する説明責任といっても分かってもらえないので、条例違反になるということをお伝えして提出を促しました。熊本県庁の場合も、条例違反になってしまうことを説明するといいいのでは。
花立委員	適正な事務処理を行っていることの証明するためのルールなので、徹底するべきなのは。
渡邊会長	最終的には全所属が回答するのですよね。
事務局	はい。
議題(3)平成29年度実施監査結果に係る報告について	
渡邊会長	それでは、議題(3)に移ります。「平成29年度実施監査結果に係る報告」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料3により説明。

渡邊会長	<p>続きまして、警察本部における監査結果についても警察本部警務部広報県民課からの報告もありますが、まずは知事部局の方から審議したいと思います。この件について、委員の皆様から何か、御質問・御意見ございませんでしょうか。</p>
花立委員	<p>資料3 - 1の3ページに、9～11と誤廃棄事案の発生が記載されていますが、三角港管理事務所のデータの中にも誤廃棄文書の内訳として14冊、139冊といった記載がありますが、これらは連動していますか。この冊数は、どの項目に当てはまりますか。</p>
事務局	<p>はい、連動しています。また、内訳は三角港管理事務所が提出した廃棄ファイル一覧の4ページ目にあります。なお、平成24年度がこの制度のスタートになりますが、作成・取得年度が平成24年度から平成27年度までの簿冊が14冊、作成・取得年度欄が空欄のもの8冊は作成・取得年度不明の分となっております。</p>
金子委員	<p>このリストも作るのは大変だったのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>なぜ誤廃棄した文書が判明したのかというと、誤って廃棄する際に、エコの観点からファイルの外側を残して中身だけ廃棄したため、残ったファイルの背表紙から情報を得たとのことでした。</p>
金子委員	<p>中身はもう分からないわけですね。</p>
事務局	<p>はい、タイトルだけしかわかりません。</p>
渡邊会長	<p>誤廃棄した文書は、すぐに溶解処分や焼却処分等を行うのですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
渡邊会長	<p>誤廃棄を実行してしまうまでに何らかの手続きで期間が開くというようなことはないのですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
金子委員	<p>ファイル名を見ると、保存しなければならない重要なものはなかったように見受けられます。</p>
渡邊会長	<p>点検項目と監査項目はほぼ同じですが、所属における結果への対応の違いはなんですか。</p>

事務局	点検項目は、情報として提出を受けただけであり、こちらから特に指導等はいりません。それに対して監査実施項目は、結果によっては指摘・指導します。
金子委員	1年間で何カ所に監査を実施しますか？
事務局	今年度は4カ所です。
金子委員	誤廃棄事案については、全所属に周知しますか？
事務局	はい。
渡邊会長	それでは、警察本部から、説明をお願いします。
警察本部	資料3 - 2)により説明。
花立委員	平成29年7月14日付けの通達は廃棄事案に関するもののようですが、紛失事案については今後通達を発出予定ですか。
警察本部	はい。11月下旬に紛失が確定したため、まだ通達の発出まで至っていませんが、今後発出予定です。
花立委員	『文書管理だより』は、通達ではないものの、実際の事務処理事案を掲載することによって注意喚起を促している？
警察本部	はい。これまでに2回発行しています。
渡邊会長	人吉署の保存期間が満了していない文書について、『署長事件指揮簿』という標題がある。この文書については、重要度の高い事件であるため、署長が直接指揮する事件についての文書なのですか。
警察本部	はい。
渡邊会長	では、その重要度の高い事件に関する文書も紛失したということですか。
警察本部	はい。

渡邊会長	これは、外部に流出した危険性はないということですね。
警察本部	今回紛失した文書については、すべての事件が終結しており、外に持ち出すことはあり得ません。また、薄いフラットファイルに編纂している文書であり、ページ数も少ないため、キャビネットに保管した際に他のファイルの間で潰れ、そのまま他のファイルと一緒に廃棄してしまったのではないかと推測しています。
花立委員	再発防止策として、知事部局も警察本部も、誤廃棄があったという事実を県民に対して直接説明する方法については、どのように考えていますか。
事務局	現在、県民の方に直接説明してはいませんが、この委員会にきちんと報告することとしています。
花立委員	それはそれで良いと思いますが、誤廃棄があったという事実は、関係部署に通告を発出する時点で、県民に対しても何らかのアナウンスをした方がよいのではないかと。組織としての対応策を公表することで、しっかりと管理していることのアナウンスにもなり、積極的に公表した方が県行政のためにもなると思います。
事務局	県民に積極的に公表することで、プレッシャーにするということも含めて一つの対策になるのかなと思いますので、検討させてください。
花立委員	抑止効果という意味でも、検討していただければと思います。
<div style="border: 1px solid black; background-color: #f4a460; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>議題（４）その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保存期間が満了した文書の誤廃棄事案について</li> </ul> </div>	
渡邊会長	それでは、最後の議題に移ります。議題(4)その他について、まず「行政文書ファイル管理簿・行政文書管理状況報告」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料4</span> により説明。
渡邊会長	以上の報告について、委員の皆様から何か、御質問・御意見ございませんでしょうか。
金子委員	所属の責任を明確にするマニュアルというのはイメージできにくいですが、具体的にどのようなものですか。

事務局	マニュアルという言い方は適当でなかったかもしれません。誤廃棄事案が発生したらすぐに県政情報文書課に報告すること、公表範囲等、事案の発生後とるべき行動を定めた要領のようなものを検討しております。
花立委員	この5件の事案は、いつどのタイミングで発覚したのですか。
事務局	三輪先生に廃棄対象文書の現物確認を提出するため、各所属に現物提出を依頼したタイミングで発覚しました。なお、誤廃棄してしまったのか、昨年の熊本地震のどさくさで紛失したのかについては、現在確認中です。
金子委員	年に一度、文書の現物提出を求められて棚卸をするというのは良いことです。先日、記録管理学会のシンポジウムにて、県北地方の保健所等でどんどん文書を捨てていると指摘している方がおり、私が委員としてしっかりチェックしていると言ったら納得してもらえました。 なお、廃棄対象文書ファイル一覧はしっかり見なくてはならないものなので、資料の字は大きくしていただきたいです。
事務局	了解しました。
事務局	やはり、昨年1年間の影響が大きかったと思います。行政のベーシックな事務を毎年繰り返すことがいかに大事かということがわかりました。 昨年の空白の1年を埋めて、しっかり育てていきたいと思っています。 よろしくお願いします。
<div style="border: 1px solid black; background-color: #f4a460; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>議題（４）その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回の委員会の開催予定時期</li> </ul> </div>	
渡邊会長	よろしいでしょうか。では、議題の最後の項目「次回の委員会の開催予定時期」について、事務局からお願いします。
事務局	口頭で説明。
渡邊会長	「次回の委員会の開催予定時期」については、平成30年2月下旬ごろに開催したいということでした。委員の皆様から何か、御質問・御意見ございませんでしょうか。
委員一同	(質問・意見なし)

渡邊会長	それでは、予定しました本日の議題はすべて終了しましたので、これ以降事務局にお任せします。委員の皆様、円滑な議事進行に御協力をいただき、ありがとうございました。
事務局	事務連絡及び閉会宣言